

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 3月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)海水出口弁の分解点検時において、弁継手部のボルト(16組)に腐食及び固着が認められたため、当該ボルトを交換。	対象外	H27.3.9再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外
2	1号機	燃料取替機点検時において、燃料取替機の空気系統(配管継手部等、計7箇所)に空気漏えいが認められたため、点検・修理。	GⅢ	
3	1号機	高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備始動空気系Y型フィルター(2台)において、当該フィルターのろう付け(部品と部品の間に溶解したろう(白金)を流し込み、固定する)部に剥離が認められたため、当該フィルターを交換。	GⅢ	
4	3・4号廃棄物処理設備	固化系固化材供給流量検出器において、動作不良(流量信号を送っている流量計及び流量積算計の指示がスムーズに動作しない)が認められたため、当該検出器を点検・修理。	GⅢ	